

第7条（紹介料の返還）

1. 応募者が甲に入社後、当該応募者の責により解雇され又は退職する至った場合、又は当該応募者が自己都合によって退職した場合は、乙は受領した紹介手数料の一部を次の定めに従い甲に返還しなければならない。ただし、紹介手数料のうち未払い額がある場合は相殺する。
 - (1) 入社日から起算して1ヶ月以内 紹介手数料の80%
 - (2) 入社日から起算して1ヶ月を超え3ヶ月以内 紹介手数料の50%
 - (3) 入社日から起算して3ヶ月を超え6ヶ月以内 紹介手数料の10%
2. 前項以外の事情による解雇又は退職の場合は、乙は返還義務を負わない。
3. 紹介手数料が15%の場合は本条に基づく返還義務を負わないものとする。